

# 「 災害等発生時の議会の対応 」

## 議会基本条例第7条（市長等と議会及び議員の関係）

- ・ 議会は災害が起きたときには、市民及び市長との間で情報の共有化を図り、迅速な対応に努めなければならない。

災害等発生時には、被災状況と問題を把握するために、必要な段階において会議等を招集し、市長等に説明を求めするなど、情報の共有化を図り、必要な対応を協議する。

## ・ 災害等発生時の議会对応要領の策定（H26年2月7日）

（策定の経過）

- 議会基本条例第7条の規定
- 平成25年8月15日 花火大会露店爆発事故（被害者57人）
- 平成25年9月15日 台風18号
- 災害後の全議員協議会で各議員の意見
- 議会改革検討会議での検討

（主な内容）

- ・ 正副議長による情報収集など（市災害警戒本部2号配備体制及び重大事故等の発生 ⇒ 正副議長登庁）
- ・ 各派幹事会の招集、情報共有、議員の安否確認など
- ・ 全議員協議会の招集、情報共有、議会对応の確認など
- ・ 議員の被災地、避難所などにおける情報収集、協力など

## 「傍聴者への取り組みの充実（議会基本条例第2条、18条）」

### ・傍聴資料の充実

本会議、委員会で議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを閲覧資料として配付



### ・手話通訳の導入 本会議、委員会で手話通訳の希望者に実施

#### 趣 旨

障害のある方の社会参加を促進するとともに、議会基本条例に基づく開かれた議会を目指した取り組みの一環として、聴覚に障害を持つ方が本会議及び委員会等の会議を傍聴できるよう、傍聴席において手話通訳を行う。

#### 実施方法

手話通訳を希望される方は、事前に所定の用紙に必要事項を記入の上、議会事務局へ提出していただく。

#### 実施時期

平成27年4月1日から

## 「自由討議の推進（議会基本条例第14条）」

- ・ 議会は、会議においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなければならない。
- ・ 自由討議実施要領の策定（議会改革検討会議 平成26年12月1日）

### （目的）

第1条 この要領は、福知山市議会基本条例（平成24年福知山市条例第31号）第14条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （実施対象）

第2条 自由討議は、福知山市議会委員会条例に規定する常任委員会の所管事項を実施対象とする。

### （実施方法）

第3条 自由討議は、委員長又は委員の提案により、委員会に諮って実施するものとする。

2 自由討議の進行は、委員長が行うこととする。

3 議事説明員の説明がある場合は、委員の質疑が終了した後、自由討議を実施することとする。

4 議事説明員の退席は、求めないこととする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

### （発言等）

第4条 委員が発言するときは、委員長の許可を得なければならない。

2 委員の発言回数は、制限しないこととする。

3 委員は、他の委員の発言を強要することはできない。

4 委員は、発言趣旨を補完する資料を配付する場合には、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

5 議事説明員は、発言に加わらないものとする。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。

### （自由討議の取り扱い）

第5条 自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする。

### （検証）

第6条 各常任委員会の自由討議の実施状況は、委員長会議で検証し進める。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、自由討議の実施に必要な事項については、議会改革検討会議に諮って定める。

## 「請願審査の充実」（議会基本条例第6条）」

議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、提出者が希望した場合は、その委員会審査又は調査において、意見を直接述べることができるよう配慮しなければならない。

### 広 報

- ・ 定例会毎に請願受付の内容等をホームページに掲載

### 請願趣旨説明会の実施

- ・ 請願を提出される方の手続き等の負担軽減
- ・ 請願趣旨の各議員への周知

○各会派から代表者が出席

【内容】 請願者の趣旨説明及び紹介議員の署名依頼  
定例会中の請願審査予定の確認

### 請願の委員会審査

- ・ 請願審査の場を設定
- ・ 請願の趣旨説明（詳細説明）
- ・ 委員からの質問
- ・ インターネットライブ中継、録画配信

### 請願者への請願結果通知の送付

- ・ 討論内容、議決結果等を記載

## 「議員定数及び議員報酬の検討（議会基本条例第24条）」

議員定数及び議員報酬の条例改正案は、議会自らが説明責任を果たすため、議員が改正理由を付して提案することを定めています。

- ・ 議員報酬等検討委員会の設置（常設）

委員長：副議長      委員構成：各会派から1名選出